

議員の任期満了（国会）

国会	衆議院議員	議員定数(うち 大阪府)
	令和 7年10月30日	小選挙区 289(19) 比例区 176(近畿 28)
	参議院議員	議員定数(うち 大阪府)
	令和 4年 7月25日 令和 7年 7月28日	選挙区 148(8) 比例区 100(全国100) ※3年ごとに2分の1ずつ改選

議員・首長の任期満了日（府）

大阪府	府議会議員	知事	条例議員 定数
	令和 5年 4月29日	令和 5年 4月 6日	88(79)

議員・首長の任期満了日（市）

市名	市議会議員	市長	条例議員 定数
大阪市	令和 5年 4月29日	令和 5年 4月 6日	83
堺市	令和 5年 4月30日	令和 5年 6月 8日	48
岸和田市	令和 5年 4月30日	令和 8年 2月 3日	24
豊中市	令和 5年 4月30日	令和 8年 5月14日	34
池田市	令和 5年 4月30日	令和 7年 8月28日	22
吹田市	令和 5年 5月26日	令和 5年 5月13日	36
泉大津市	令和 5年 4月30日	令和 7年 1月12日	16
高槻市	令和 5年 4月30日	令和 5年 4月30日	34
貝塚市	令和 5年 4月30日	令和 8年 2月10日	18
守口市	令和 5年 4月30日	令和 5年 8月 6日	22
枚方市	令和 5年 4月30日	令和 5年 9月22日	32
茨木市	令和 7年 1月30日	令和 6年 4月17日	28
八尾市	令和 5年 4月30日	令和 5年 4月30日	28(26)
泉佐野市	令和 8年 5月23日	令和 5年 4月25日	18
富田林市	令和 5年 4月30日	令和 5年 4月30日	18
寝屋川市	令和 5年 4月30日	令和 5年 5月28日	24
河内長野市	令和 8年 4月28日	令和 6年 8月 2日	18
松原市	令和 4年 9月12日	令和 7年 6月16日	18
大東市	令和 6年 5月 4日	令和 6年 5月 4日	17
和泉市	令和 6年 9月22日	令和 7年 6月18日	24
箕面市	令和 6年 8月28日	令和 6年 8月26日	23
柏原市	令和 7年 9月29日	令和 7年 3月10日	16
羽曳野市	令和 7年 9月29日	令和 6年 7月24日	18
門真市	令和 5年 4月30日	令和 6年 7月23日	20
摂津市	令和 7年 9月29日	令和 6年10月11日	19
高石市	令和 5年 4月30日	令和 5年 4月26日	16

藤井寺市	令和 5年 5月16日	令和 5年 5月16日	14
東大阪市	令和 5年10月 1日	令和 5年10月27日	38
泉南市	令和 6年10月27日	令和 8年 5月21日	15
四條畷市	令和 5年 4月30日	令和 7年 1月19日	12
交野市	令和 5年 9月30日	令和 4年 9月17日	15
大阪狭山市	令和 5年 4月30日	令和 5年 4月26日	15(14)
阪南市	令和 7年 9月30日	令和 6年11月11日	14

議員・首長の任期満了日（町村）

町村名	町村議会議員	町村長	条例議員定数
島本町	令和 7年 4月29日	令和 7年 4月20日	14
豊能町	令和 7年 9月29日	令和 5年 3月 2日	12
能勢町	令和 7年 4月30日	令和 6年10月23日	12
忠岡町	令和 5年 4月30日	令和 6年10月23日	12
熊取町	令和 5年 4月30日	令和 6年 1月26日	14
田尻町	令和 5年 4月30日	令和 5年11月30日	10
岬町	令和 5年 4月30日	令和 7年10月 8日	12
太子町	令和 6年10月27日	令和 6年 4月17日	10
河南町	令和 6年10月 2日	令和 6年 3月28日	10
千早赤阪村	令和 7年 5月 8日	令和 6年 7月15日	7

（参考）

1. 地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。（公職選挙法第33条第1項）
2. 地方公共団体の議会の議員の補欠選挙並びに長が欠けた場合及び退職の申立があった場合の選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。（公職選挙法第34条第1項）
3. 同一地方公共団体の議員の任期満了の日と長の任期満了の日が90日の間にある場合は、任期満了による両選挙を同時に行うことができる。（公職選挙法第34条の2）
4. 上記の選挙の期日の告示は次のとおりである。（公職選挙法第33条第5項、第34条第6項）
 - 知事の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・選挙の期日の少なくとも17日前
 - 大阪市長及び堺市長の選挙・・・・・・・・・・選挙の期日の少なくとも14日前
 - 府議会議員、大阪市議会議員及び堺市議会議員の選挙・・選挙の期日の少なくとも 9日前
 - 政令指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙・・・・選挙の期日の少なくとも 7日前
 - 町村の議会の議員及び長の選挙・・・・・・・・・・選挙の期日の少なくとも 5日前
5. 昭和22年以降4年ごとに、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了日が集中する年について、その都度、選挙期日及び告示日を定める特例法が制定され、統一地方選挙として執行することが通例となっている。（次回は、令和5年が統一地方選挙の年にあたる。）
6. 条例議員定数は、令和4年3月25日現在のものである。
7. 次回の一般選挙からは（ ）内の定数が適用される。